

2010年12月15日
航空連発第25-B-53号

各単産（単組）・地域組織 御中

航空労組連絡会
議長 近村 一也

日本航空における整理解雇撤回を求める要請署名協力をお願い

貴団体のご健闘に対し心より敬意を表するとともに、日本航空の整理解雇撤回に向けた運動に対する日頃のご支援・ご協力に、心より感謝申し上げます。

現在、日本航空は会社更生計画に基づく人員削減を進めています。日本航空の業績は会社更生計画に基づく経営再建中でも、上期の決算は1,096億円の利益を上げており、人員削減は計画目標16,000名をほぼ達成し、本体の削減目標1,500名に対し1,706名と超過達成しているにもかかわらず、12月9日の団体交渉において客乗職108名（病気療養中の34名、53歳以上の組合活動家含め74名）、パイロット94名（休職者4名、現役乗務員90名）の暴挙とも言える整理解雇を12月31日付けで行うとしてきました。

一方で、私たちは、こうした日本航空の経営状況において、もうこれ以上の人員削減の必要性はないと会社を始め政府・国土交通省・厚生労働省・マスコミなどへ要請や訴えを行ってきました。

日本航空が、安全と公共性を重視し、国民のための公共交通機関としての役割を担うためにも、直ちに整理解雇を撤回し、不当労働行為を改め、労使関係の正常化に努めることが求められており、労働組合との話し合いによる解決が重要であると考えます。

整理解雇を撤回させるため、日本航空と企業再生支援機構、国土交通省と厚生労働省に対する要請署名のご協力をお願いいたします。

*期間が短くて申し訳ありませんが、第一次の締め切りは12月27日とし、その後は毎月末を締め切りとしていきたいと考えています。

*お問い合わせ・返送は、航空連までお願いします。

〒144-0043 大田区羽田5-11-4 フェニックスビル

航空労組連絡会 TEL 03-3742-3251

以上

(注意) 署名用紙が宛先別に4枚ございます。よろしくご協力をお願いします。

整理解雇撤回を求める要請

株式会社 企業再生支援機構
代表取締役社長 西澤 宏繁 殿

貴職は、12月9日の団体交渉にて、運航乗務員と客室乗務員202名について「12月31日を解雇日として整理解雇に向けた手続きを開始する」と通告し、対象者に「解雇予告通知書」を送付しました。すでに12月1日時点での希望退職者は1,706名と目標の1,500名を超過達成し、さらに整理解雇を加えれば、目標を408名も上回る人員削減となり、極めて横暴で不当な整理解雇です。

この間、日本航空乗員組合および日本航空キャビンクルーユニオンは、整理解雇の回避に向け「希望退職の年齢制限の撤廃」「一時帰休やワークシェアリングの実施」等を要求し、交渉をしてきましたが真摯に検討された形跡もなく、「整理解雇」を強行することは「整理解雇の4要件」をも踏みにじる暴挙です。「争議権が確立した場合には3,500億円の出資は出来ない」と争議権投票への不当な介入も繰り返し行い、また、人員削減は「グループ全体でも99%達成」(団交発言)していることに加え、4月～9月の決算は目標を大幅に上回る1,096億円の営業利益を計上するという状況に照らしても、整理解雇の必要性はすでにその根拠を完全に失っています。

1月19日の会社更生法適用以降行われてきた、これまでの人員削減施策の到達点を踏まえ、これ以上の人員削減施策ではなく、真の会社再建と安全運航の確保に全力を注ぐ体制への全面的転換、そして労使間の対立激化を招く整理解雇に抗議と即時撤回を申し入れるとともに、交渉による解決を強く要請致します。

氏名	住所

航空労組連絡会

〒144-0043 大田区羽田5-11-4 フェニックスビル TEL 03-3742-3251

整理解雇撤回を求める要請

株式会社 日本航空インターナショナル
社 長 大西 賢 殿

貴職は、12月9日の団体交渉にて、運航乗務員と客室乗務員202名について「12月31日を解雇日として整理解雇に向けた手続きを開始する」と通告し、対象者に「解雇予告通知書」を送付しました。すでに12月1日時点での希望退職者は1,706名と目標の1,500名を超過達成し、さらに整理解雇を加えれば、目標を408名も上回る人員削減となり、極めて横暴で不当な整理解雇です。

この間、日本航空乗員組合および日本航空キャビンクルーユニオンは、整理解雇の回避に向け「希望退職の年齢制限の撤廃」「一時帰休やワークシェアリングの実施」等を要求し、交渉をしてきましたが真摯に検討された形跡もなく、「整理解雇」を強行することは「整理解雇の4要件」をも踏みにじる暴挙です。「争議権が確立した場合には3,500億円の出資は出来ない」と争議権投票への不当な介入も繰り返し行い、また、人員削減は「グループ全体でも99%達成」（団交発言）していることに加え、4月～9月の決算は目標を大幅に上回る1,096億円の営業利益を計上するという状況に照らしても、整理解雇の必要性はすでにその根拠を完全に失っています。

1月19日の会社更生法適用以降行われてきた、これまでの人員削減施策の到達点を踏まえ、これ以上の人員削減施策ではなく、真の会社再建と安全運航の確保に全力を注ぐ体制への全面的転換、そして労使間の対立激化を招く整理解雇に抗議と即時撤回を申し入れるとともに、交渉による解決を強く要請致します。

氏 名	住 所

航空労組連絡会

〒144-0043 大田区羽田5-11-4 フェニックスビル TEL 03-3742-3251

整理解雇撤回を求める要請

国 土 交 通 省
大臣 馬淵 澄夫 殿

日本航空は12月9日、日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンに対し、会社が一方的に設定した人選基準（案）に基づき、運航乗務員94名、客室乗務員108名の大量解雇を実施することを通告してきました。

人員削減目標1,500人（JALI）を上回る1,706人が希望退職に応じており既に削減目標は達成されているにも拘らず「整理解雇」を強行することは雇用の権利を守るために闘っている、日本航空乗員組合と、日本航空キャビンクルーユニオンを排除するための攻撃であり、組合の弱体化を狙っているものといえます。また、今まで安全運航に寄与してきたベテランから切り捨てるやり方は許せるものではありません。

国会でも追及されたように、休職者、深夜残業免除者など在籍者の退職を「ゼロ」カウントとし、削減人数をごまかすなど、はじめから整理解雇ありきの常軌を逸したやり方は本当に許せません。さらに病気療養のため休職している人たちに整理解雇を突きつける、その対象者を勤務から外すなど違法・不当な退職強要を続けた上の「整理解雇」など断じて認められるものではありません。

運航の職場に自由にものが言える風土がなくなれば、万が一の場合の対応が出来なくなる可能性を広げます。

安全運航を守るための「整理解雇」の撤回は国民利用者にとって大変切実な問題です。

また、整理解雇の4要件である①整理解雇の必要性、②解雇回避努力、③整理解雇対象者の人選の合理性、④手続きの妥当性などを全く満たしていないことは、「解雇権の濫用」にあたるとして自由法曹団と、労働弁護団の意見書からも明らかです。公的資金の投入を受け、再建に政府が強く関与する更生会社で、こうした卑劣極まりないやり方を許してしまえば、多くの人たちが願う「まともな人間らしい雇用のルール」を真っ向から否定することになってしまいます。

監督官庁におかれましては、日本航空、企業再生支援機構がこれ以上の人員削減を中止し、再建と安全運航の確保に全力を上げて取り組むためにも、「整理解雇」を止めさせるようご指導して頂くことを要請します。

氏 名	住 所

航空労組連絡会

〒144-0043 大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル TEL 03-3742-3251

整理解雇撤回を求める要請

厚生労働省
大臣 細川 律夫 殿

日本航空は12月9日、日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンに対し、会社が一方的に設定した人選基準（案）に基づき、運航乗務員94名、客室乗務員108名の大量解雇を実施することを通告してきました。

人員削減目標1,500人（JALI）を上回る1,706人が希望退職に応じており既に削減目標は達成されているにも拘らず「整理解雇」を強行することは雇用の権利を守るために闘っている、日本航空乗員組合と、日本航空キャビンクルーユニオンを排除するための攻撃であり、組合の弱体化を狙っているものといえます。また、今まで安全運航に寄与してきたベテランから切り捨てるやり方は許せるものではありません。

国会でも追及されたように、休職者、深夜残業免除者など在籍者の退職を「ゼロ」カウントとし、削減人数をごまかすなど、はじめから整理解雇ありきの常軌を逸したやり方は本当に許せません。さらに病気療養のため休職している人たちに整理解雇を突きつける、その対象者を勤務から外すなど違法・不当な退職強要を続けた上の「整理解雇」など断じて認められるものではありません。

運航の職場に自由にものが言える風土がなくなれば、万が一の場合の対応が出来なくなる可能性を広げます。

安全運航を守るための「整理解雇」の撤回は国民利用者にとって大変切実な問題です。

また、整理解雇の4要件である①整理解雇の必要性、②解雇回避努力、③整理解雇対象者の人選の合理性、④手続きの妥当性などを全く満たしていないことは、「解雇権の濫用」にあたるとして自由法曹団と、労働弁護団の意見書からも明らかです。公的資金の投入を受け、再建に政府が強く関与する更生会社で、こうした卑劣極まりないやり方を許してしまえば、多くの人たちが願う「まともな人間らしい雇用のルール」を真っ向から否定することになってしまいます。

監督官庁におかれましては、日本航空、企業再生支援機構がこれ以上の人員削減を中止し、再建と安全運航の確保に全力を上げて取り組むためにも、「整理解雇」を止めさせるようご指導して頂くことを要請します。

氏名	住所

航空労組連絡会

〒144-0043 大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル TEL 03-3742-3251